

広島県告示第六百二十四号

平成二十二年七月十二日から発生した大雨による災害に関し、平成二十二年七月十四日から次の区域に災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定に基づく救助を実施する。

呉市

なお、次の救助に係る知事の権限の一部を当該市の長が行うこととし、救助の実施期間については、災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）に規定された期間とする。

- 一 避難所の設置
- 二 応急仮設住宅の供与（建設の戸数、工事の仕様及び建設に係る単価の決定を除く。）
- 三 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 四 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 五 医療及び助産
- 六 災害にかかった者の救出
- 七 災害にかかった住宅の応急修理
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 死体の搜索及び処理
- 十一 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

平成二十二年七月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦